

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 明石市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.0 %
全職員	65.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.4 %
本庁課長相当職	96.8 %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	96.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.1 %
31～35年	97.7 %
26～30年	93.5 %
21～25年	92.1 %
16～20年	78.4 %
11～15年	83.9 %
6～10年	86.1 %
1～5年	79.3 %

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。

【説明欄】

※報酬形態が時給の職員については、勤務日数が一定でないため、算出対象外としています。

1. 全職員に係る情報

①任期の定めのない常勤職員

給与に含まれる扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は、88.0%です。

一方で、給与が減額される育児部分休業の取得者に占める女性職員の割合は、96.5%であることから、男女の給与の差異に影響しています。

②任期の定めのない常勤職員以外の職員

再任用職員や任期付職員、臨時教諭、会計年度任用職員などで構成される当該職員については、フルタイム勤務者と短時間勤務者が含まれています。

そのうち、男性職員における短時間勤務者の割合は43.9%、女性職員における短時間勤務者の割合は65.2%であり、女性職員の方が短時間勤務者の割合が高くなっています。

また、男性職員は主に再任用職員や臨時教諭で、女性職員は主に任期付短時間勤務職員と会計年度任用職員であり、職員の種類ごとに給与水準が異なるため、男女の給与の差異に影響しています。

③全職員

上記①及び②の理由から男女の給与の差異に影響しています。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

本市は「本庁課長補佐相当職」に該当する役職がないため記載していません。

(2) 勤続年数別

- ・扶養手当の受給者に占める男性職員の割合が高いことに加え、育児部分休業の取得者はほぼ女性であり、当該休業を取得している職員の割合が高い区分（「16～20年」「11～15年」「6～10年」）については、男女の給与の差異が大きくなっています。

<女性職員のうち育児部分休業取得者の割合>

「36年以上」0%、「31～35年」0%、「26～30年」3.8%、「21～25年」7.7%、「16～20年」40.0%、「11～15年」40.0%、「6～10年」25.2%、「1～5年」6.3%

- ・また、「1～5年」の職員について新卒採用者は女性職員の割合が高い一方で、比較的給与水準の高い国・県からの出向者や中途採用者の割合は、女性職員より男性職員の方が高いため、男女の給与の差異が大きくなっています。